

青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会 第21回会合議事録

日 時：平成26年2月19日（水）13:59～15:54

場 所：内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、奥山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、高橋委員、別所委員（代理：吉田氏）、半田委員（代理：伊藤氏）

（内閣府）：岡田内閣府副大臣、安田審議官、山岸参事官

（オブザーバー）：

内閣官房IT総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課課長補佐、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1. 開 会

2. 岡田内閣府副大臣あいさつ

3. 議 題

（1）今後の検討会の検討の方向性について

（2）今後の検討会の進め方について

（3）「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果について（速報）

（4）報告案件

（5）その他

4. 閉 会

5. 議事内容

○清水座長 それでは、時間になりそうですので始めさせていただきますと思います。

本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。第21回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を始めさせていただきますと思います。

委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いします。

○山岸参事官 それでは、御報告いたします。

本日は、藤原委員、五十嵐委員、植山委員及び曾我委員が欠席され、半田委員の代理で伊藤様、別所委員の代理で吉田様に御出席をいただいております。なお、清原委員は30分

程度おくれたの御出席となります。

また、内閣府で担当審議官のほうが異動しております。

内閣府大臣官房審議官、安田貴彦でございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

本日は公務お忙しい中を岡田副大臣にお越しいただいております。初めに御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○岡田副大臣 内閣府副大臣の岡田広です。

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の開催に当たり御挨拶を申し上げます。

インターネットを利用する青少年がコミュニケーションアプリなどで保護者が気づかない使い方をして性的な犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事例が増加しております。青少年が安全で安心してインターネットを利用できるよう、その環境を整備することは我々の重要な責務であると考えております。

我が国の青少年を取り巻くインターネット環境に関しては、平成20年6月に制定された青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び平成20年7月に改定された青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画に基づき、官民一体となって各種施策を推進しているところです。しかしながら、青少年を取り巻くインターネット環境における技術や活用方法等の変化は極めて著しいものがあります。事務局から後ほど報告させますが、平成25年度の青少年のインターネット利用環境実態調査によれば、青少年の所有する携帯電話のうちスマートフォンの占める割合が全体の6割弱に上っているほか、携帯電話でインターネットを利用している青少年のうち、約4割が2時間以上インターネットを利用しており、ソーシャルメディアの利用が急速に浸透するなど、その利用態様も著しく変容をしております。

政府といたしましては、このような青少年を取り巻くインターネット利用環境の急速な変化及びこれまでの基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、基本計画の見直し等を見据えつつ、迅速に必要な対応の検討を進める必要があると考えております。今回の検討会は基本計画の見直しに向けた御審議の第1回目となりますが、特に緊急に対処すべき課題につきましては、基本計画の見直しを待つことなく、皆様から御知恵、御意見を頂戴して速やかに施策事業に反映させてまいりたいと考えております。どうぞ大変お忙しい中ではありますが、十分な御意見、議論をしていただき、それを心から祈念しまして皆様方の御支援を重ねて御礼申し上げまして、本日、森大臣は予算委員会のためには出席できませんので、かわって出席をさせていただきました。どうぞよろしくお願申し上げます。ありがとうございました。

○清水座長 岡田副大臣、どうもありがとうございます。

公務がありますので、副大臣はここで御退席されると伺っております。どうもありがと

うございました。

(岡田副大臣退室)

○清水座長 それでは、初めに事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

○山岸参事官 それでは、配付資料でございます。

まず、議事次第でございます。

2枚目に資料の一覧がございます。

資料につきましては、まず検討会の進め、今後の検討の方向性。

議題2関係として、検討会の進め方。

議題3関係、3-1～3-3までございますが、平成25年度青少年のインターネット利用環境の実態調査結果の速報、これはパワーポイントの資料でございますが、3-2、3-3といたしましてそれぞれ本年度の利用環境実態調査の青少年用の調査票及び保護者用の調査票をおつけしております。

また、議題4の報告関係でございますが、4-1といたしまして、保護者向け普及啓発用のリーフレット。

4-2といたしまして「春のあんしんネット・新学期一斉行動」についてのそれぞれの通知文書をおつけしております。

また、5-1、5-2といたしまして、児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について。児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について（通達）、警察庁のものをおつけしているところでございます。

不足等がございましたら、事務局のほうにお申し付けいただければと思います。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途各委員の皆様方の御確認をいただいた上、座長に図り、公開をさせていただく方向で進めたいと存じておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日はその他を含めて5つとなります。

初めに、議題1の「今後の検討会の検討の方向性について」、また2番目の「今後の検討会の進め方について」、これをまとめて、まず事務局から御説明をお願いします。

○山岸参事官 内閣府の参事官の山岸でございます。

それでは、資料1、資料2に沿って御説明をさせていただきます。

資料1、今後の検討の方向性案についてです。これについては3つの観点から検討する、すなわち検討の方向性を3つ取り上げております。

まず、その1つ目は、青少年のインターネット利用環境の整備等について、平成24年4月の第2次基本計画の策定時から、これまでの各関係者における取組及び基本計画に基づく施策の推進状況等はどのような状況であるか。これまでの各関係者の取組を検証し、そ

の実効性、効果などを確認して、その取組に対して何か見直すべきことはないか、新たに必要な対応を検討すべき課題はないかというものを挙げております。

これは社会、経済情勢の変化及び青少年のインターネット利用環境の変化等を踏まえて、各関係者がこれまでに実施してきた取組をエビデンスに基づいて検証し、その実効性、効果等を確認した上で、法令、基本計画の見直しを含め必要な対応を検討すべき事項と、何か見直すべきことや新たに検討すべきことはないか、この検討会で御検討いただくという観点でございます。

具体的には4月以降の検討会に向けて関係省庁、団体等から第2次基本計画の項目に基づく施策に係る平成25年度の取組のフォローアップを求めるとともに、あわせて平成23年夏に御提言いただきました、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言において整理いただいております12の課題等につきましても、関連する施策の推進状況、課題、問題点、今後の取組の方向性等について報告を求めることとしております。

関係省庁等から提示された課題、問題点、今後の取組の方向性等を整理した上で委員にお諮りをし、各委員からの御意見を踏まえてこれらを整理、取りまとめ、検討会において御議論を賜りたいと考えております。

2つ目、これは青少年のインターネット利用環境の変化等を踏まえ、緊急な対応を要する事項はないか。

青少年のインターネット利用環境をめぐる急速な変化等を踏まえて、緊急に対処すべき課題については可及的速やかにどのような取組をすべきかという観点でございます。平成24年1月の検討会の議論で、各委員のほうからも指摘されておりましたとおり、インターネットの利用環境につきましては、無線LAN回線等の接続環境の多様化、スマートフォンを始めとする新たな施策端末やサービス等が急速に普及しており、その技術の進展に伴い変化はますます急激に進行しているところです。

このため、このような情勢の変化を踏まえて、各関係者がこれまでに実施してきた取組をエビデンスに基づき検証し、必要な対応を検討すべき事項等について、その急激な変化等を踏まえて緊急な対応を要する事項等はないか、可及的速やかに講ずべき必要な対応としてどのようなことが考えられるのかについて、この検討会で施策の射程やタイムフレームを踏まえた上で、見据えた上で御検討いただくという観点でございます。

法令、基本計画の見直し等については、どうしても検討に要する時間や制度の施行等に要する時間等を勘案した場合、議論された施策、事業等の執行、対応にややもするとタイムラグというものが生じがちであります。

このため、基本計画の見直しや次年度以降の予算要求等を見据えつつ、例えば喫緊の課題として基本計画の見直し等を先取りして、緊急な対策として取り組むべき課題としてどのようなものがあるか。また、どのような点に重点を指向して方向づけをしていくべきか等を御議論賜ればと考えております。

なお、緊急な対処を要する事項等については、岡田副大臣の御挨拶にもございましたとおり、御意見、御指摘を可能な限り施策事業に反映をさせてまいりたいと考えておりますので、今後の検討会におきましては優先的な御議論を賜りたいと考えております。

最後に3点目は青少年のインターネット利用環境の整備等のあり方について、さらに効果的な取組とするためにどのようなことが考えられるかというものです。これは各関係者がこれまでに実施してきた取組を検証し、その実効性、効果等を確認して、さらに効果的な取組とするためにどのようなことが考えられるか、この検討会で御検討をいただきたいというものでございます。

例えば保護者の子育てのライフサイクルを見据えた場合に、子供とメディアの健全な関係づくりという観点からは、より低年齢の就学前の子供を抱える保護者に対してどのような形で普及啓発をすべきかということも地域フォーラムの中では御意見をいただいているところでございます。

ネットネイティブ世代が保護者になる時代がすぐに近づいているということも見据えて、家庭教育や小児医療等とも連動させたきめ細かな目配りをすべきとの声もでございます。

青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備がより実効性のある取組となるよう、現行のフレームや制約を超えてどのような取組が可能なのか。また、先ほど申し上げたネットネイティブ世代が保護者となる時代を見据えて、どのような取組を我々の世代として仕込んでおくべきか。打つべき1手が打てるよう、忌憚のない御意見、御議論をいただきたいと考えております。

議題1については以上のとおりでございます。

引き続き資料2、今後の検討会の進め方について、資料2に基づきまして御説明をいたします。

本日の検討会を含め、基本計画の見直しに向けた検討会については、来年の4月までに計8回程度開催をして、第3次基本計画の見直しに向けた検討結果を取りまとめていただきたいと考えております。本日開催いたします第21回以降につきましては、第22回を4月の上旬に開催する予定です。

内容といたしましては、平成25年度の青少年のインターネット利用環境実態調査（概要）等の結果報告を実施した上、平成25年度の基本計画のフォローアップ及び法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討として、関係省庁、関係団体から報告を行い、その上で自由討議を実施する予定です。

先ほど申し上げましたとおり、関係省庁、団体等から、第2次基本計画の項目に基づく施策に係る取組のフォローアップを求めることとしております。また、あわせて平成23年夏の本検討会の提言において整理された12の課題などにつきましても、該当施策の実施状況、課題、今後の方向性等について報告を求めることとしております。

関係省庁等から提示された課題などにつきましては、整理した上で委員にお諮りし、各委員からの御意見を踏まえて、これらを取りまとめ、検討会において議論を賜ることとし

たいと考えております。

なお、自由討議につきましては、必要な対応を検討すべき課題のうち、医療環境をめぐる急速な情勢の変化を踏まえて、緊急に対処すべき課題等について優先的に御議論をいただきたいと考えております。

第23回につきましては、来年の5月中旬に開催する予定です。引き続き法・基本計画に基づく施策の推進状況に係る検討、報告を行い、その上で自由討議を実施する予定です。

緊急に対処すべき課題等につきましては、施行すべき取組重点や方向性等について緊急提言等の形で御提示いただくことの是非や、そのタイミングなども含めて御議論いただければと考えております。

第24回は来年度の7月上旬に開催する予定です。引き続き法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討として、地方公共団体、関係団体のほうからの御報告をいただきたいと考えております。その上で自由討議を実施する予定です。自由討議では緊急的な対応を要するもののみならず、必要な対応を検討すべき課題等について御議論をいただく予定でおります。

第25回につきましては、来年度の10月下旬に開催をする予定です。法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討として、これまでの検討を踏まえ、基本方針、基本計画の見直し等に係る具体的な提言部分や見直し施策等について御議論をいただきたいと考えております。

なお、関係省庁からは平成27年度の予算要求等の内容を踏まえ、来年度以降、今後取り組むべき施策等について御報告いただき、基本計画等の項目に沿って、その内容について御議論をいただくこととしたいと考えております。

また、自由討議においては、基本計画の見直しを含め必要な対応を検討すべき課題や、先ほど申し上げました、さらに効果的な取組とするためにどのようなことが考えられるか等について御議論をいただきたいと考えております。

第26回は12月中旬に開催をする予定です。基本計画の見直しに際しましては、平成26年度の利用環境実態調査に基づく最新のトレンドをエビデンスとして反映をさせていきたいと考えております。このため、事業執行の調整が可能であれば、ここに記載しておりますとおり、平成26年度の利用環境実態調査の速報等の結果報告をこのタイミングで検討会に御報告できればと考えております。その上で、法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討、総括、全体整理として、これまでの討議を踏まえ、検討結果報告書、基本計画の見直しに向けた提言案について御検討いただきたいと考えております。

なお、検討結果報告書の内容といたしましては、総論的な提言に加えて、子ども・若者育成支援推進本部が策定することとなります基本計画に直接反映することができるよう、各論的な内容まで踏み込んだ具体的な内容を提言いただくこととなります。

このため、基本計画の項目を対象として必要十分な内容となっているかも含め、御議論をいただきたいと考えております。

また、自由討議では、必要な対応を検討すべき課題や、さらに効果的な取組とするためにどのようなことが考えられるかについても引き続き御検討いただきたいと考えております。

第27回は、来年の2月中旬に開催する予定です。平成26年度のインターネット利用環境実態調査（概要）等の結果報告を実施し、これらのエビデンスを踏まえた上で、法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討の全体整理として、意見募集手続に付すべき検討結果報告書の案の内容について御審議をいただきたいと考えております。なお、検討結果報告書案につきましては、約1カ月程度意見募集を行うことを予定しております。

第28回は、来年の4月上旬に開催する予定です。平成26年度の基本計画等のフォローアップを関係省庁から実施し、検討結果報告書に対する意見募集の結果を報告した上、これらに係る検討等を踏まえて法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討を総括として検討結果報告書の最終案につき、御審議、御決定をいただくこととしたいと考えております。

なお、検討会において決定された検討結果報告書案につきましては、子ども・若者育成支援推進本部に報告し、子ども・若者育成支援推進本部において、これを踏まえて第3次基本計画の素案を決定した上、意見募集手続に付し、その後、子ども・若者育成支援推進本部において基本計画として決定をされる手続を動かしていきたいと考えております。

新しい基本計画が策定された後につきましては、検討会を7月以降に開催いたしまして、新たな基本計画の策定を受けて、基本計画策定までに至る経過を御報告させていただくこととなります。その上で、検討会でも今後の取組等について御議論をいただくこととなります。

議題1及び議題2に関する事務局からの説明は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

今後の検討の方向性並びに検討会の進め方について説明がありましたけれども、御質問、御意見がございましたらお願いします。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

方向性につきましては、3つ大きく挙げられておりますが、この点についてよろしいでしょうか。

どうぞ。

○尾花委員 尾花でございます。

1つ前回もちろっと出たと思うのですが、要するにデジタルネイティブの世代が保護者になるということで、先ほどもお話があったように、やはり小さな幼児、2歳、3歳の子供たちが保護者のスマートフォンやタブレットPCを使うという件が一気にふえてきて、子供が貸してほしいと言って泣いて騒ぐからではなくて、どちらかという子守のために大人しくさせるために使わせてしまうというケースが結構散見されるようになってきて、前回の会議でも厚生労働省の方とも一緒に何かできないかというようなお話がたしか清原委員か誰かからあったと思うのですけれども、今後の検討会を進める中で、御参加下さっ

ている省庁の皆様の中に厚労省の方がいらっしゃらないので、そこの部分を何らかの形で御検討いただいて、保護者の育成というのが今実は中学生でも高校生でも急務になっているのです。もう保護者が全く手のつけられない状態で、保護者のトラブル、保護者の先生の悪口とか、保護者による子供の悪口とかということが結構全国的にふえてきているものもあるので、未来の中高校生の保護者を育てるという意味でも、今の幼児期の大事な時期を育てているという意味でも、厚労省管轄の未就学児の保護者への教育とか指導とか小児科なども含めて検討できるような項目に1つなればいいなと思って御提案させていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○山岸参事官 今、尾花先生がおっしゃられた点については、まさに今後の検討の方向性の3番目のポイントとして議論の中でそれぞれ御意見を出していただければと事務局のほうとしても考えている次第です。特にこの点については、内閣府の子ども若者育成支援等の検討会において子ども・若者育成支援施策ビジョン、大綱の見直し検討の方も並行して動いておりますので、検討会においてそのような観点での御議論があり、また御提言がある場合は、それぞれの検討会や、それぞれの検討している場の方にもフィードバックをしていくことも併せて検討いたしたいと考えます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

非常に重要な御指摘をいただきました。ほかにいかがでしょうか。

清原委員、来られたところをお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

今後の検討の方向性について意見を言わせていただくことでよろしいでしょうか。これまで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境のために、各府省が連携して取り組んできていただいたことに、本当に心から感謝申し上げますし、いろいろな成果が、それぞれの地域の世代を超えたインターネットについての学び合いの中で進んでいると思っています。

ただ、ここで今後の検討の方向性という中で、今までの取組を検証しつつ強化していくとともに、私から、もう既にそういう御意見が出ていたら重複するかもしれないのですが、このごろ表現としては英語の「リベンジポルノ」という表現になっていますが、「復讐ポルノ」というのでしょうか、離婚した元配偶者や別れた元恋人の、いわゆる裸の写真であるとか動画などをインターネット上に流出させるという、嫌がらせ行為が青少年の中でも問題になっているようです。これはまさに基本的人権の侵害であり、それが幼い子どものものであったり、あるいは思春期の男女ともにそうした状況に置かれたりすることは、大変深刻な生育期における影響を与えるということが起きています。

先ごろ2月13日に自民党の中に「リベンジポルノ問題に関する特命委員会」が政務調査

会に設置されたという報道がございました。この報道を受けて、改めて現行の法律の中でももちろん対応できる部分はあると思いますが、今まで直接的には、いわゆる児童ポルノの問題については、総務省なども熱心に研究をされ、また委員会の中でもそれに対する対応策などが提案され、法的な取組も進んできていると思いますけれども、そのような現行の法律が悪質と思われる、いわゆる「リベンジポルノ」に対応できるものなのかどうか。あるいは、いろいろな報道等で私は承知しておりますけれども、しかし、実態としては具体的に本当にどのような状態になっているのかということについては、調査が行われているのか、あるいは行われ得るものなのか、把握できるものなのか。私自身ではとても調べることもできないわけですが、懸案にはなってくるのではないかなと思っています。

諸外国ではEUであるとか、アメリカの幾つかの州であるとかが具体的な対応をしていると、情報としては幾つか例は知っておりますが、私もほとんど不案内です。今回改めてこの会議において今後の検討の方向性ということが問題提起されておりますので、今までのものに加えて、この会で扱えるかどうかということももちろん課題でございますし、扱えないにしても、そうした問題状況の認識を委員の一人として持っているということを発表させていただきました。具体的な対応については、繰り返しになりますが、この検討会でできる範囲なのか、それとも何らかの別途の取組が必要とされるものなのか、あるいはここにあります2項目の「インターネット利用環境の変化等を踏まえ」の「変化」の中の1つとして位置づけて、緊急な対処をするか、あるいは緊急でないにしても検討を始めるということもあるでしょうし、ぜひ1つの問題の所在として認識を共有できたらありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○清水座長 大変重要な御発言だったと思いますが、何か説明はありますか。

どうぞ。

○山岸参事官 事務局のほうから御説明いたします。

今、御指摘の点については、被害の未然抑止という観点におきましては、昨年来実施しております地方連携フォーラムの中でも、そういう児童ポルノや犯罪被害に巻き込まれることがないように保護者に対する啓発、もしくは青少年自身に対する啓発をぜひ進めてくださいという形で我々もメッセージを込めて取り組んできたところです。

今、清原先生のほうから御指摘がありました点については、土俵として当該研究会の場が適当なのかどうかという点もまさにあるところでございますが、今後の課題抽出、関係省庁等からの報告を踏まえて課題整理をする中で、また、委員の方々にフィードバックし、御議論をいただければと考えております。

○清水座長 どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。今、御紹介いただきましたように、私たちは青少年がインターネットの環境の中で犯罪の加害者にも被害者にもならないように自主的な人間力を持っていくという方向で、第一義的に各府省を超えて取り組んでいると思います。そ

して、先ほど尾花委員もおっしゃったように、その対象をいわゆる学童だけではなくて、あるいは児童生徒だけではなくて、より低年齢のお子さんを育てていらっしゃる保護者の方を含めて、よりきめ細かくという方向性が求められていると思います。

もう一方で、私の問題認識の中では、被害の未然予防だけではなくて、現にそうした画像あるいは写真等が流布されてしまっていて、それを削除できない法整備の中で大変傷ついている当該御本人や、あるいは家族や友人や関係者の皆さんをどうしたら救えるのかということです。ただ、私たちは立法機関ではないので、これはもう立法機関のこれからの動きにお委ねしなければいけない部分もありますし、逆に今ある法律の中で解釈等によって対応できる事柄があるならば、それを当該の被害に遭っていらっしゃる方に情報提供していくということは少なくとも必要なのではないかとともに思います。これは警察庁とか法務省とか、特に法律関係の皆様のご協力をいただければと期待もしているところですが、御指摘のとおり、何よりも未然予防にますます努めていかなければならないような被害の状況が起こっているということをご心配し、発言をさせていただきました。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

私もリベンジポルノについて気づいておりまして、その当事者からすると非常に深刻なものです。未然防止というのを超えて、もう既に起きたところをどうするかということが大きな課題かなと思います。

尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 蛇足になってしまうのかもしれませんが、もうかれこれ3～4年前くらいから、県警のサイバー犯罪の担当官の方が高校生に対してリベンジポルノが大変多く起きているので、当時はリベンジポルノという言葉自体はまだ日本に浸透していなかったころですけれども、そういったケースが起きているので気をつけるようにという指導を講演の形でして回っている警察の方がいらっしゃる県もあるのです。なので、私たちが知らないだけの部分がかかなり前から生じていると思いますので、可能な範囲でいいので、タイミングも今というわけではないので、各都道府県警でつかんでいる、そういったような実態がございましたら、そのうちまとめていただいております際にも情報共有できたらうれしく思います。

○清水座長 ありがとうございます。可能な範囲でということでも多少検討していただければありがたいと思います。

ほかにございますか。

どうぞ。

○国分委員 今、清原委員から問題提起されたリベンジポルノですけれども、昨年之内閣府主催の児童ポルノ排除シンポジウムで私も皆さんにお話しする機会をいただきまして、そのときに申し上げたのは、ヨーロッパとかアメリカでは、通報があってからそれを削除するまでの日数をできるだけ短くしていこうということで、そういう迅速化ということに力を入れておりまして、ひるがえって、我が国の状況を見ますと、プロバイダー責任制限

法では1週間の猶予があるのですが、今回インターネットを選挙で使えるようになった際に、公職選挙法のほうで候補者の誹謗中傷については2日間と期間が短縮されているのです。ですから、こういうリベンジポルノなどもそういう悪いことをする人は将来も出てくるでしょうけれども、そういうものが広く流通したまま多くの人の目にさらされるということがないように、見つけたら即対応するというような何かベースとなる方針なり、法改正なり、何かそういうことをする必要があるのではないかと私は思っております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

先ほど尾花委員、清原委員のほうからお話が出ましたけれども、この法案につきまして、つくった後も約5年間ずっといろいろやってきたのですけれども、やはり新しい問題がいっぱい出てきた。それと同時に、基本ラインを忘れ去られてきているところもあるのかなど。一番初めに、青少年が安全に安心してネットを使える環境をつくりましょうということで、そのためには最低限何が一番適切な方法なのかというようにフィルタリング等の話が出まして、それがまず最低限の一段階だろうという話があったのですけれども、近年いろんなアプリが出てきて、当然、フィルタリングがあるとアプリが使えない。それが黙認されているような現状が来ている。これはゆゆしきことではないかなという気がしてなりません。ですから、今後の再検討案をやっていく根底にもう一度新しいいろんな問題も含めて取り組むとともに、もう一回原点に戻って、やはり最低限どういったことをしなければならぬのか、そういったすり抜ける道が幾つかあるのであれば、それをどこかでとめる方法なり、ある程度法的なもので強制しながらでもフィルタリング等の最低限のシステムは導入すべきなのかどうか、そういったことも踏まえて今後の検討課題として扱っていただければと。

それと同時に、なかなかこれは難しい問題なのですけれども、各省庁またいでの話ですが、ゲーム機の問題がここ1~2年、相当問題になっております。それに対してゲーム機を本当に小さい子供が使っているもので、最低限そういったものに関しても、最低限のフィルタリングをかけるのか、かけないのか、初めからセットするのかわからないか、そういったところにももう一回原点に立ち戻って、とにかく日本の国内で使うネットの最低限の利用方法はどうかあるべきなのかというのをもう一回原点に戻って、そこも再検討しながら今後の話し合いのテーマにさせていただければありがたいかなと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 リベンジポルノに関してですけれども、先ほどプロバイダ責任法の改正等の

お話がございましたが、現在、日本のISPの削除のスピードというのは、ほとんどのものが7日以内に終わっているのではないかと考えておきまして、そういった中で国内法だけを改正しても、海外のサーバーにあるものには効果は及びませんので、そういう実態がどうなのか、どういうところにどういう情報があるのかというのをきちんと分析した上で改正の議論等をやらないと、せっかく法は変えたのに効果が出ないということになってしまいますので、そういった慎重な統計に基づいた議論というのが必要かと思えます。

○清水座長 ありがとうございます。大変重要な点かと思えます。

尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 済みません、何度も失礼いたします。先ほど高橋委員のほうからありましたフィルタリング等の最低限の設定をとというようなお話なのですが、ここ最近、ペアレンタルコントロールというものを逆に逆利用という言い方をしたら大変企業さんには失礼になるかと思うのですが、フィルタリングで対応できるようなきちんとした形に設定するのではなく、何かあったらペアレンタルコントロールで許可をして使えるようにして使ってくださいというので逃げてしまうような企業さんというか事業者さんが見受けられるようになってきたのが大変残念な傾向だなと思っているのです。

従来までは必ずフィルタリングをかけた状態で安心して使える環境を企業がつくって提供する、それが青少年向けの努力義務だったにもかかわらず、ペアレンタルコントロールという言葉がひとり歩きしてしまっていて、保護者が許可リストに入れればいいのだから、あえてフィルタリングに対して対応しなくてもいいのではないかとというような傾向が見受けられるようになっていて、逆に企業だけではなく、御家庭のほうでも、では、フィルタリングを購入時に最初から外してもいいのではないかとということで、保護者が許可をすれば外せるというところを逆に利用して、最初からかけますかというときに外しますという形で購入されてスマートフォンを所持されるお子さんというのが大変ふえているような状況ですので、これは保護者とか家庭だけの問題ではなくて、企業さん、事業者さんに対しても、青少年、18歳未満の子供たちはフィルタリング前提なので、青少年向けの安全な環境を提供するのが義務であり、責務であるともう一度原点に立ち返るという意味では、こちらのほうもぜひ強調していくような形で何らかの検討ができればと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。最初の議題1、議題2につきまして、大変貴重な御意見を多々いただきました。これを参考にして、今後の検討を進めていければいいなと思った次第でございます。

それでは、議題3に移らせていただきまして、平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査の結果について速報ですけれども、内閣府から御説明をお願いします。

○山岸参事官 それでは、平成25年度の青少年のインターネット利用環境実態調査の結果

(速報) について説明いたします。

資料 3-1 を御覧いただければと思います。パワーポイントの資料でございます。

まず、1 ページ目「調査の概要」でございますが、調査実施方法については前回の調査と大きな変更はございません。満10歳から満17歳までの青少年3,000人と、その同居の保護者3,000人を対象として実施しております。

調査期間につきましては、昨年の11月9日から12月8日まで青少年、保護者、それぞれ約60%、約66%の回収率を得たところです。

調査の実施に当たりましては、本検討会の藤原座長代理を委員長とします企画分析会議におきまして、調査内容や分析方法について御意見をいただいて実施したところでございます。

2 ページ目でございます。青少年の携帯電話・スマートフォンの所有状況です。携帯電話・スマートフォンの全体での所有状況を見ますと、おおむね60%の青少年が所有していると回答しております。とりわけ小学生での所有率が3割台後半に増加をしております。赤い矢印でお示しをしておりますが、スマートフォンを所有する青少年の占める割合が急激に増加をしております。スマートフォンの占める割合については、小学生では1割台後半、中学生では約5割、高校生では8割台前半となっているところです。

3 ページ目でございます。青少年のスマートフォンによる無線LAN回線の利用状況です。携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した青少年のうち、スマートフォンを持っていると回答した青少年をベースに集計しておりますが、全体では56%、ポイントではプラスの13.6ポイントと、無線LAN回線の利用が大きく拡大していることがうかがわれます。とりわけ中高生のほうが6割弱となるなど増加の傾向が中高生で著しいことがうかがわれます。無線LAN回線の利用が浸透してきていることがうかがわれるところです。

なお、小学生のほうでは約3割がわからないという回答をしておりますが、この中には利用している回線等を意識せずにスマートフォンを利用している者も含まれ得ることから、実質的には小学生での無線LAN回線の利用実態ももう少しポイント的には高くなるのではないかというコメントを企画分析会議の委員のほうからは頂戴しているところです。

4 ページのほうに移ります。青少年のインターネット利用状況。携帯電話・スマートフォンを通じたインターネットの利用状況を分析したものでございます。

まず、携帯電話・スマートフォンによるインターネット利用状況ですが、小学生の4割台半ば、中学生の8割台前半、高校生の9割台後半がインターネットを利用するなど、青少年のインターネット利用が常態化をしてきているところです。

その利用内容を見てみますと、赤枠で囲っておりますが、中学生、高校生ではSNSサイト等やチャット等のコミュニケーション、調べ物、ゲームや音楽、動画の閲覧にかかわるものの利用が増加をしております。先ほど申し上げましたスマートフォンの急速な普及により、このデバイスの特性を踏まえて、より親和性の高い利用内容について利用が増加していることがうかがわれるところです。

5 ページでございます。次は、携帯電話・スマートフォンによるインターネットの利用時間についての経年比較のデータです。

赤枠のところを囲んだ部分をごらんいただければ一目でトレンドのほうはおわかりいただけるかと思いますが、青少年による携帯電話・スマートフォンを通じたインターネットの利用時間がかなり長時間化していることがうかがわれます。

携帯電話・スマートフォンを通じて2時間以上インターネットを利用している者の割合は約4割、39.8%と前回に比べて4.7ポイント上昇しております。また、平均時間についても約107分と前回に比べて10分長くなっています。今回、パワーポイントの右側のところで、スマートフォンの所有者と、いわゆるフィーチャーフォンの所有者について分離して数値を比較しております。これによれば、2時間以上利用している者の割合について見ますと、フィーチャーフォンでは12.2%のところをスマートフォンの所有者では51.1%。また平均利用時間についてもフィーチャーフォン、携帯電話では43.4分のところ、スマートフォンでは132.6分と利用時間のスマートフォン利用者における長時間化の傾向が著しく出ています。

6 ページ、携帯電話、スマートフォンにおけるフィルタリング等の利用率を分析しております。まず、全体の状況ですが、フィルタリング等の利用率の数字は全体では5割台半ば、55.2%とやや減少しております。ちなみにフィルタリング等の利用率につきましては、何らかのフィルタリングを設定している場合のほかに、インターネットに接続できない機種設定の場合を含む数字で経年比較をしております。

学校種別で見ますと、高校生において約5割、小学生で6割台前半、中学生で6割強と、いずれの学校種においても減少しております。今回はフィルタリング等の利用率についてもスマートフォンの所有者とこれまでの携帯電話の所有者について分離して数値を比較しておるところです。

スマートフォンの所有者とこれまでの携帯電話の所有者について比較しますと、総数では携帯電話では66.7%のところ、スマートフォンの所有者では47.5%とフィルタリング等の利用率が低くなっていることがうかがわれます。それぞれの学校種を見ても同様の傾向が認められることから、スマートフォンの浸透が全体としての利用率の低下の背景にあることがうかがわれます。

7 ページ、左側のグラフは携帯電話、スマートフォンにおけるフィルタリング等の利用率を啓発経験の有無別で見たものでございます。いずれの学校種においても「特に学んだことはない」と答えた保護者よりも啓発経験のある保護者がフィルタリング等を利用している状況がうかがわれます。

右側のグラフはフィルタリングの認知率を経年別で見たものです。平成25年度につきましては、おおむね横ばいで「知っていた」、または「何となく知っていた」の合計は9割を超えておりますが、「知っていた」と回答しておられる方の数がやや減少しております。

さらに分析を深めて報告させていただきたいと考えておりますが、フィルタリング等の

利用については「わからない」と回答している保護者が今年度の調査では17.1%と昨年度に比べて10ポイント程度大きく増加しております。とりわけスマートフォンを持っていると回答した保護者については、この「わからない」と回答されている方の率が20%を超えると極めて高くなっておりますので、これらのことをあわせて考えていきますと、スマートフォンではフィルタリング等についてある程度認知がなされいながら、具体的なフィルタリング等の利用という行動につながるレベルまで十分に啓発活動等の取組が浸透できていないのではないかと、理解が伝わっていないのではないかとということが懸念される所です。

8 ページ、パソコンを通じたインターネットの利用状況についてです。こちらについては、青少年のインターネット利用については常態化しており、小学生の9割台前半、中学生の9割台半ば、高校生の9割台後半がインターネットの利用をしております。利用内容については、小学生では調べもの、ゲームや閲覧。中学生、高校生では、調べものと音楽や動画等の閲覧、ダウンロードが上位に来ております。

9 ページ、ゲーム機、タブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤーを通じたインターネットの利用状況について整理したものでございます。青少年の総数の8割以上がゲーム機、タブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤーのいずれかを使用しております。そのうち4割台前半がいずれかの機器においてインターネットを利用しております。

使用の機種ごとにインターネットの利用率のほうを中段のところ整理しておりますが、全体では43.3%、それぞれの機器を見てみますとゲーム機では3割台後半で、小学生のゲーム機によるインターネット利用が記載のとおり37.8%と10ポイント近く増加しています。タブレット型携帯端末では7割台前半、携帯音楽プレイヤーでは約3割となっている所です。これについても概要版においてさらに分析を深めて御報告をしたいと考えておりますが、これらの機器に係るフィルタリング等の利用率を見てみますと、ゲーム機では27.4%、タブレット型携帯端末では31.4%、携帯音楽プレイヤーでは23.9%と携帯電話・スマートフォンに比べて利用率がかなり低くなっていく所です。これらの機器の中には、青少年がスマートフォンと同様の環境下でインターネットの各種アプリやサービスを利用できるものも認められることから、今後、これらの端末機に係るインターネットの利用状況等についても適切にフォローしていく必要があると考えております。

10ページ、インターネットの使い方についての家庭のルールの有無について、青少年の実態と保護者の認識ギャップを分析したものです。総数では9.6ポイント、小学生では5.3ポイント、中学生では12.1ポイント、高校生では11.7ポイント、いずれの学校種でもギャップが見られる所ですが、中高校生においてギャップが大きくなっている所です。

以上、駆け足で御説明してまいりましたが、本件については速報版でございまして、引き続き内容についてクロス分析等を行いまして、3月末をめどに報告書を取りまとめ、4月の検討会に報告させていただくこととしております。

なお、今回の調査表については、資料3-2、3-3におつけしております。

実態調査の結果についての報告は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

実態調査の速報について御説明いただきましたが、御質問等ございましたらお願いします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

今の報告の内容、きちんと的確に、私たちがつかんでいる情報と同じぐらいに正確にされていて非常に心強く思っているのです。とにかく小学生が意外とゲーム機を使ってネットにつないでいるという実態が私どももなかなかわからなくて、自分の子供よりもうんと下のものですから。ところが、ある会合で小学生60人ぐらいを対象にいろいろ話を聞いてみると、そのうちの40人が全部ゲーム機からネットに行っている。しかも、いろんなサイトがありますので、俗にいうフィルタリングがかかっていないサイトに平気で行っているという状況があって、地域の青少協の人たちを含めてみんな大人がびっくりしたというのが実態でありまして、この辺は早急に何らかの手を打っておかないと大変なことになるなと思っています。

それと、各家庭でのコミュニケーションの問題でしっかり話し合いができていくかどうか。実はきのうも神奈川県の方でPTAの小中対象の文部科学省のほうからネットモラルキャラバン隊のイベントがあったのですが、そこで保護者の様子を見てみると、意外とスマートフォンを実際に扱えない保護者がいっぱいいるのです。高校生とか中学生ぐらいになると、子供が使っているからある程度保護者が行っているのですが、逆に小学生のお母さん方は、若いから詳しいだろうと思ったら、実は子供が使っていないから扱えないという人もいます。その辺が若ければ若い人で、みんな保護者はインターネットに関して詳しい、何でも携帯電話にあたれるという錯覚が私どももありましたので、実際、実態は違うのだと。親が扱えないから当然子供が何をしているかわからない。

そこで、ここ数年、文部科学省を始め、総務省、内閣府、いろんなところがいろんなイベントで勉強会をさせていただきまして、そのおかげで随分保護者の間でもそういった意識が変わってきているということに関しては本当に心から感謝したいのですが、その実態調査がきょう大学のほうからいただきました実態とほとんど私どもが知っている実態が一致してきましたので、これをもとに今後どういった対策をとっていけばいいか、十分私どももまた保護者のほうの会合でしっかり打ち合わせをしながら今後の課題にして扱っていきたいと思っています。本当にありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

今の実態が青少年及び保護者の回答から浮き彫りになったと思います。ただ、私は、こ

の調査をする前にリクエストをしておけばよかったなと思って反省しているのですが、このような青少年の実態と保護者の携帯電話あるいはスマートフォンの実態とのクロス集計を本当は見てみたかったなど。つまり、保護者でスマートフォンを保有して、どのような目的でどのぐらいの時間を1日で使っているかという利用時間と、子どもとの利用時間には相関があるやなしやというようなことです。この回答を見ていて思いました。小学生の保護者の場合、今どのぐらいスマートフォンを使っているのだろうか、中学生の場合どうだろうか、高校生の場合どうだろうか。先ほど高橋委員が問題を指摘されましたように、親が子どもから教わっている場合もあるかもしれませんが、親の携帯電話やスマートフォンの利用行動との相関関係を次回の調査では比較してみたいなと思いました。

その上で、1つだけこれが見えるのかもしれないなと思ったのは、質問票の保護者用の10ページ目のQ23に、「あなたとお子さんとはどちらがインターネットに詳しいと思えますか、この中から1つだけお答えください」ということで、「自分のほうが詳しい」とか、「どちらかという自分の方」だとか、「ほぼ同じぐらい」というようなあたりで、親の利用あるいは意識と子どもの利用の実態の相関関係があって、親が詳しい場合は子どもの利用に一定のQ22のような制約とか約束事を決めていることが多いのか。親が余り詳しくないと子どもの言いなりになっているのかとかを分析して、そのあたりで保護者がどうすべきかというようなことが少し垣間見られるとありがたいので、この辺のクロス集計は興味深いなと思いました。

私としては、青少年が直接的な利用の場面でよりよい使い方をしてほしいし、いろいろな被害に遭わないでほしいし、ポジティブにリテラシーを高めてほしいと思っていますが、そこに関わる保護者の対応の仕方というのが余りにも急速なメディアの変化の中で追いつけていないのか、あるいはもし追いついている保護者がいるならば、それはどんな要因なのか。そういうポジティブな例とうまくいっていない例と浮き彫りにすることも必要かなと思いました。

ただ、今回の調査はあくまでも幅広い実態調査ですので、余り欲張ってはいけませんけれども、今日の概要報告でも一定の傾向性がわかりましたので、ぜひ限られた質問項目にしなければいけないとか、対象者もそんなに多くできないと思いながら一定の調査がされたことに感謝しつつ、ぜひできる限り創意工夫してここから分析を、企画分析会議のメンバーのお力もいただいて深めていただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

先ほどの事務局からの御説明を聞いていますと、毎年同じように調査して、その変化を見ていくというのは非常に重要な貴重な実態調査だというのは前々から思っていたのですが、今回の調査結果が今までのトレンドとは違う視点、結果が多々出てきたなど。これは多分スマホが出てきた結果であろうと考えますと、分析・評価するときに今までのトレン

ドと違うという観点で少し評価していただけると見えるものがあるかもしれないなと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、議題4「報告案件」でございます。

内閣府からいただいた後、文部科学省、総務省、警察庁にお願いしたいと思いますが、まず内閣府からお願いします。

○山岸参事官 議題4の報告事項で、お手持ちの資料4-1として12月の検討会で素案を御紹介いたしました関係省庁連名の普及啓発資料、リーフレットの最終版をお付けしております。これから多くの青少年が初めてスマートフォンやタブレット型端末等を手にすると見込まれる春の卒業、進学、入学の時期を迎えてまいります。関係省庁では保護者に対する適切なインターネットの利用に関する意識喚起を徹底するため、この普及啓発資料等を活用して、資料4-2におつけをしておりますとおり、関係省庁連盟で「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的にPTAや事業者等に働きかけを行っていくこととしております。

具体的には、文部科学省等関係省庁からも御説明がございますが、春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置いてサービスを提供する関係事業者と、これを利用する青少年、保護者、学校等の関係者が連携してスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な議論のための啓発活動の取組を集中的に展開するというものです。

内閣府といたしましては、近日中に各都道府県、指定都市に対して関係事業者及びPTAとその他の関係団体と連携して、青少年を取り巻く利用環境の急激な変化を踏まえて、春の節目の時期を捉えた保護者に対する重点的な啓発活動をお願いすることとしております。また、政府広報におきましても、卒業・入学・進級による携帯電話・スマートフォンの購入、買い替え時期におけるフィルタリング等の普及についてとして、各種媒体でのフィルタリング利用の呼びかけ等、集中的な広報啓発を行いたいと考えております。

また、内閣府といたしましては、今回の先ほど御説明いたしました利用状況調査の結果を踏まえまして、保護者に対してその責務を適切に意識づけし、フィルタリング等のしかるべき行動を促していくためには、今回実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を単発の花火で終わらせてしまっはなかなか定着しがたいかなということも考えておりまして、卒業・進学・新入学の今回の時期はもとより、各種の月間や新しい端末機器の発売時期、クリスマス等のそれぞれの購入が盛んになる時期、保護者や青少年に働きかけをすべき節目の時期には、目的意識的に関係省庁、地方公共団体、関係事業者等が連携して集中的な啓発活動を波状的に展開していくことも必要かと考えております。より訴求性の高い取組のあり方については、今後も工夫をしてまいりたいと考えております。

今回の普及啓発資料につきましては、このような観点から今後のこれらの取組にも活用できるよう、内閣府のホームページに掲載し、簡便にダウンロードをして御活用いただけるようにするほか、青少年の健全育成や子育て支援等に係る各種の民間ボランティア、地方公共団体等の少年補導センター等のそれぞれの指導的な立場にあるボランティアの方々

にも、単にダウンロードしてくださいというのではなくて、こちらのほうから積極的にこういうのを活用してくださいという形で出前型の情報提供、情報共有に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、これからネットネイティブ世代が保護者となる時期を徐々に迎えてつありますので、先ほど申し上げた乳児学齢前の子供を持つ保護者への啓発を含め、子供とメディアの健全な関係づくりや生活習慣の形成の道行きをもっと意識して、そういう子育てのライフサイクル全体の中でターゲット層を考えるべきではないかということも地方のフォーラム等の機会では御意見をいただいているところでございます。

このため26年度の普及啓発資料等については、このような現場からのフィードバックを踏まえて、より訴求性を意識した内容に改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして文部科学省から取組の御説明をお願いします。

○川又青少年課長 文部科学省でございます。

今の内閣府からの説明にありましたが、リーフレットの下に資料4-2、資料番号がついていませんけれども、2つとじた資料があるかと思えます。

内閣府からの御説明にもありましたが、特に新学期を迎える、あるいは春休みが1つの大きなスマートフォン等に切りかえなど契機として非常に大きいということで、この時期に関係省庁が連携してそれぞれの省庁の各方面に改めて啓発あるいは留意をしてくれというような注意喚起をしていこうということでございます。

4-2と資料ナンバーがついたものが2月6日に既に高等学校のPTA連合会の会合のほうでお願いさせていただいた資料でございます。中身といたしましては、スマートフォン等の購入時において、特に保護者がしっかりフィルタリング等を意識して設定管理していただくこと。

2点目としては、家庭における利用のルールづくりというものを推奨する、やっていたく。

3点目として、学校や地域における取組ということで、学校や地域団体と連携して、あるいはPTAの例えば研修会のメニューに入れていただくとか、そんな形で機会を捉えて啓発をしていただくといった中身でございます。

次に資料番号が振っていませんが、中身としてはほぼ同じでございますけれども、本日、2月19日付で日本PTA全国協議会のほうの会合で、午前中に環境委員会がございました。そちらのほうで依頼をさせていただいた資料でございます。中身としては先ほどとほぼ同じでございます。

その下についております、上に小さく「(案)」と書いてございますが、2月19日、本日付でございますけれども、文部科学省のほうから全国の教育委員会を通じて学校に、それから青少年の担当部局等に「春のあんしんネット・新学期一斉行動」ということで協力

依頼をする通知でございます。本日中には発出したいと思っております。

開いていただきますと、中身としては、卒業式あるいは入学式、入学説明会、保護者会等々いろんな機会があるわけでございますので、1つは学校を通じて保護者に対してということで、スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの徹底をしてくれということ。

右側のほうのページにいきますけれども、家庭におけるルールづくりを推奨するという。これを学校のそうしたいろんな説明会、保護者会等の機会を通じて、保護者のほうにしっかりと伝えていただくということ。

2点目として、児童生徒、子供の方に対してでございますけれども、情報モラルということの指導の徹底。

情報モラルということについては、現在いろんな最近の課題、現代的な課題を踏まえて、教員向けの指導書を作成して手引書を作成中でございます。来月を目途に新しい手引書を各教育委員会へ周知するという予定になっております。またこれまでどおり、e-ネットキャラバンといった形での出前講座の活用でありますとか、児童生徒用のリーフレットの活用、それからさまざまなネット炎上、ネットで写真が炎上してしまうといった事件、事故が起きておりますので、例えばソーシャルメディア利用のガイドラインというもの、ひな形など参考にさせていただいて取り組んでいただく。そんな形での学校での取組を進めていただきたいということのお願いでございます。

参考情報として、関連のホームページでありますとか、リーフレット等の情報も一緒につけて、教育委員会を通じて学校のほうにお願いをするということで、本日付で発出をする予定となっているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省から御説明をお願いします。

○橋本消費者行政課課長補佐 総務省です。

今、内閣府さんと文科省さんから御説明があったとおりでありますが、この時期、要は、前回はiDASの資料で高校1年生のスマートフォンの所持率が非常に高いということで、新学期で新しく進級するときにスマートフォンを買うということが非常に多いということで、ぜひ新年に向けて行動を起こしていくべきでしょうということやらせていただいております。

その中で総務省としては携帯電話事業者、原点としてはフィルタリングをするところが説明をしていくというのが原点となりますので、携帯電話事業者のほうへ日ごろも行っておると思うのですが、フィルタリングの説明をしっかりと強化していくというような形で要請させていただいています。あとSNS事業者あるいは関係団体として安心協さんとか、さまざまな団体の方へお声をかけさせていただいて、官民一体となってこういう行動をしていくということが一番重要ではないか。こういうことによっていろんなところに情報が出回

っていくというような形で、この情報が流布するというのも非常に重要で、保護者の方ではフィルタリングの知識というところの意味で安易にフィルタリングを外してしまうという方もいらっしゃいますので、やはりそこを食いとめるというところでは携帯電話事業者さんのフィルタリングの説明とか、そういうところが一番重要ではないかということで、今いろいろと関係者のほうへ要請させていただいている最中でございます。

この時期だけではなくて、当然いろいろやっていくということではありますが、こういう機会はずひやっていこうということで御協力させていただいておるという形でございます。以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

警察庁からお願いします。

○田村少年保護対策室長 警察庁少年課の少年保護対策室長の田村と申します。

最初にお配りした資料の説明の前に、今お話が続いております「春のあんしんネット・新学期一斉行動」関連で警察庁の取組について簡単に御説明しておきますと、警察庁では、毎年この時期に進学・進級時における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進についてということで、携帯電話やスマートフォンを子供に持たせることが多いタイミングであるということ以外にも、一般的な非行防止ですとか、春休みで気持ちが大きくなって飲酒、喫煙等に手を出してしまう時期でもありますので、そういうものを含めて少年の非行及び犯罪被害防止対策を推進をするように各都道府県警察に指示しております。

その中で先ほど来お話が出ております少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化対策の推進ということで、この時期に保護者の方が子供さんに携帯、通信機器などを持たせる機会が多いと思われまますので、必要な啓発活動あるいはそうした少年が犯罪被害に遭わないようにするためのさまざまな取組をするようにということもあわせて指示をしているところでございます。

お配りした資料について簡単に御説明させていただきたいと思えます。

今日、5-1と5-2という資料を用意してございますけれども、タイトルが全く同じなのでおわかりだと思いますが、5-2が昨年の12月19日、ちょうど2カ月前に生活安全局長名で新しく出しました通達の本文でございます。それが字ばかりなのでわかりにくいので図にしたものが資料5-1でございます。

この問題に関しましては、通達の最初の段落に書いてございますように、これまでは児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進についてという通達に基づきまして、主として従来型の携帯電話に係るフィルタリングの普及促進を中心とした取組を推進してきたところでございます。

ですが、資料5-1の横長の図を見ていただきますと、上の方に現状の問題点という項目がありますけれども、改めて申し上げるまでもなく、最近のスマートフォンの一層の普及を背景としましたさまざまな新しい問題が出てきております。したがって、以前の旧通達の有効期限がちょうど切れるタイミングだったこともありましたものですから、こ

それを機にスマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組についてという新しい通達を発出するとともに、これに関して警察サイドとしても一層積極的な取組を推進していくようにということで、警察庁から各都道府県警察に対し指示を行ったものでございます。

主な推進事項としまして、通達にも4つの柱が書かれておりますけれども、それを図にしたものが横長のポンチ絵の1～4まででございます。今まで警察サイドでもこうした取組を全くやっていなかったわけではございませんで、もちろん以前からやっておったわけですが、それを一層強力で推進していくという趣旨で御理解いただければと思います。

1として、保護者に対する啓発活動の強化。

2として、携帯電話事業者等に対する要請の徹底。

3として、児童に対する情報モラル教育の推進。

4として、関係機関・団体、事業者等との連携の強化の4つの柱になっております。

先ほど来お話が出ておりますスマートフォンに限らず携帯ゲーム機ですとか、新しいさまざまな多様化したインターネット接続機器の問題については、1の保護者に対する啓発活動の強化の2つ目の○のところの括弧内に「犯罪実態、利用する機器に応じた適切な管理方法」とありますが、この利用する機器に応じたということがスマートフォン以外のインターネット接続ができる機器のことも踏まえて指示をしている内容ということになっております。

4つ目の柱ですけれども、この通達は宛先をごらんいただくとおわかりのように、基本的には警察庁から各都道府県警察及びその附属機関等に出したものではありませんけれども、もちろん警察としての取組は警察サイドだけでは十全なものにはなりませんので、関係機関、団体、事業者等の連携の強化という点を特別に1つの柱としまして、引き続き協力に連携を進めていくことをうたっております。

通達を出してそのまま終わりというわけではございませんで、1カ月たちました今年1月20日に携帯電話等の通信大手事業者5社に対しまして生活安全局少年課長と、情報技術犯罪対策課長の連名で要請文をお渡ししております。これにつきましては、今、申し上げた通達の2番目の柱として、携帯電話事業者等に対する要請の徹底という項目を立てましたので、当然のことながら、各都道府県警察の方から、御地元の電気通信事業者の方々の支店ですとか営業所にお願いくることになるわけですが、その大元といいますか、本社でも十分に把握していただいて、本社としてもそういう取組が各地で行われているということをぜひ認識していただきたいという趣旨で行ったものでございます。

もう一点、文部科学省さんからも御説明がありましたけれども、1月30日に文部科学省で開催されました都道府県政令市の生徒指導担当者会議という会議に私も出席いたしまして、警察サイドでこういう取組をしているということを御説明するとともに、特に教育委員会の生徒指導担当の方々をお願いしたい事項としまして、通達の柱の1番目と3番目に

については、当然学校等とよく連携して行っていく必要がありますので、警察サイドからこういう点について一層の取組を強化していくことについて、学校現場あるいは教育委員会の方々に御協力をお願いしたところでございます。

概要は大体以上なのですが、今回の新しい通達とそうした関連の取組の強化という点については今御説明したとおりですが、もちろん、これらで十分とは我々も考えておりませんので、引き続き各関係機関の方々とも連携しながら、一層の取組の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

内閣府、文部科学省、総務省、警察庁から、取組について御説明いただきましたけれども、御質問等ございましたらお願いします。

どうぞ。

○高橋委員 今の説明の中で警察庁のほうにお伺いしたいのですが、資料5-1に先ほどの1~3までずっとありますが、その上に数字の1、2、3で携帯電話回線による接続、3はアプリによる接続とあります。右のほうに四角の囲みがあるのですが、上から2番目、携帯電話事業者にはフィルタリングの提供義務が課されているのは「1」携帯電話回線のみということになっているのですけれども、これは総務省さん、どうなのですか。アプリに接続するものに関してのものは対象外ですか。この辺は私が認識していたのは、多分アプリも込みだと認識していたのですけれども、その辺はいかがなものですか。間違いですか。

○橋本消費者行政課課長補佐 御指摘のアプリのフィルタリングは、法制定時は想定されていなかったものであります。

○高橋委員 今一番実際の現場で問題になっているのはその点だと思いますので、せっかく内閣府の会議で各省庁連携をとれていますので、その辺も踏まえて一度調整していただければありがたいかなと。

もう一つ、先ほど各メーカーのキャリアさんのほうに御指導いただいて非常にありがたい話ですが、1つ気になっているのが、実は量販店の扱いなのです。量販店に対する指導はどこがやられるのか。本当はそういったフィルタリングだとかどうのこうのの指導ができないような量販店では売ってほしくないという気持ちはあるのですけれども、これに対するキャリアさんだけにおっかぶせてしまうのか、量販店さんに対してもできるだけ警察庁のほうから何かそういった指導をしていただけると。どうしても一番説明の弱いのはそのところだと思うのです。キャリアさんは自分の会社がかかっているののでしっかり説明するのですけれども、量販店さんはみんな一緒くたになってやっているのです。その辺も今後の大きな課題にさせていただければありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○尾花委員 意見とか質問というよりも、今回、皆さんのお手元にあるパンフレットの中をかなり変えさせていただいて、実は1つ今までと違う工夫をしていただいたところがあるので、そこを皆さんと情報共有したいなと思います。中面の右の中ほどというか、フィルタリングとウイルス対策のペアでセキュリティ対策を行いましょうというところで、従来、携帯電話と言われているものが主流だったときには、有害情報閲覧制限だったフィルタリングなのですけれども、スマートフォンになってわざわざ閲覧しに行くという行動をとらなくて、指でちょっと触れてしまっただけでぽんとうっかりアクセスが行ってしまうというケースがかなり多くて、迷惑メール等も迷惑メールの確認をして読んでいる最中に指の操作でアクセスしてしまってトラブルに巻き込まれてしまうというケースがあり、小さな画面ですから、迷惑メールかどうかじっくり確認して一つ一つ丁寧にメールを開けていくというところもなかなか難しいということで、有害情報閲覧ではなくて、有害サイトに行かないようにとめてくれるのがフィルタリングなのだという言い方に、スマホの時代だからこそ表現を変えていただいただけませんかということでお願いして、こういう形にさせていただきました。

実は、こうすることによって、今までフィルタリングは見たいサイトが見られなくて嫌なものだったと思っていた子供たちがうっかりアクセスでウイルスの感染とか詐欺まがいの行為とか、フィッシング詐欺とかに合わないようにとめてくれるのだという発想に転換した瞬間に、子供たちがフィルタリングを入れてもいかなというアンケート調査が結構出てきたのです。なので、表現の1つで、こんなに子供たちや保護者の対応が変わってくるのであれば、こういった形の進め方ももちろん有害情報へのアクセス防止も1つは含まれていますけれども、有害な仕掛けのあるサイトに行かないように、危ないよととめてくれるのがフィルタリングなのだよというような形で御説明使っていただけるといいなと思うような形でこれを修正させていただいた次第でございますということで、1つ追加の御報告みたいな形でフォローさせていただきました。

○清水座長 ありがとうございます。

なるほどなと思いました。非常にいい表現ですね。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 先ほどお話しした中で訂正させていただきます。田村さんには非常に申しわけないことをしたのですが、量販店に対する管轄は経産省なので、済みません、経産省のほうにお願いしたい。関連があるのでついつい言いましたが、訂正させていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、報告案件につきましておわりにさせていただきたいと思いますが、ここから残り時間につきましては、本日の議題あるいはその他の議題に対しまして意見交換をさせ

ていただければと思います。

意見交換に先立ちまして、本日曾我委員が御欠席なのですけれども、今後の青少年インターネット環境整備法への考え方ということで、書面で御意見をいただきました。その紹介を内閣府からお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○山岸参事官 それでは、御紹介させていただきます。

今後の青少年インターネット整備法への考え方について意見。

これまで青少年インターネット整備法に基づきフィルタリング提供義務を有する事業者は、フィルタリングサービスを提供する一方、閲覧制限の対象となる事業者も第三者期限の認定を受けられるだけの青少年対策を講じることによって、閲覧制限対象から外れ、安心・安全なサービスを青少年が利用できる環境整備が進められてきました。しかし、スマートフォンやそれを通じたアプリ等、新たなサービス、新たなネット接続機器等の普及に伴う環境変化により、フィルタリングの介助が増加するなど、その効果や制約や変化が出てきています。このような状況に対応するためには、利用者のリテラシーの向上も重要ですが、これまで減少してきた青少年被害がここへ来て再び増加に転じている状況を考えると、関係する事業者が従来以上に高い意識を持ち、企業の社会的責任として同じ土俵に乗った対策を強力に講じる必要があると考えます。

対外的に説明できる青少年保護対策を関係事業者が同様に今この時点で講じなければ、取り返しがつかないことになりかねないと考えます。具体的には、携帯電話やスマホでネット接続を提供する事業者は、既存利用者への対応強化を含め、従来以上にフィルタリングの設定支援、リスク説明を重点的に行う。青少年の利用が拡大しているアプリでは、十分な青少年保護措置とともに、第三者機関の認定を取得するように努める。法制定以降普及したさまざまなネット接続端末にもフィルタリング機能を持たせる。このように関係者が一体となった環境整備を迅速に強力に進めなければならないのではないのでしょうか。そして、民間での取組が迅速に進まないようであれば、現行法の見直しを真剣に検討する時期に来たと言わざるを得ないと考えます。

委員、曾我邦彦。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員から御自由に御意見をいただければと思います。十分発言してしまった感じですか。

どうぞ、お願いします。

○高橋委員 きょう、曾我委員が来られないということで、昨日2人で話したのですけれども、これは一応意見交換ということで聞いていただきたいのですが、当初、この法律ができる前にある程度強制力の強い、国が主になった第三者機関をつくってというお話があったときに、そういったものではなくて、ある程度、日本の企業を少し支援していただきたい。それぞれの企業間で自主的にきちっとした第三者機関をつくってフィルタリング等

の方法をやっていきましょうという話になったのです。今でも公開しているのですけれども、そのときにたまたま小学校1年生と高校3年生が同じフィルターと言われたばかりに、できたら高校生は同じフィルターではやっていけないので、フィルタリングを解約できる権利を与えてほしいということを行ったばかりに、それが変に悪用されてしまって、もう外していいんだ、外していいんだということになってしまったのです。このままいくと、それに関するアプリがいろいろ出てきて、アプリを使うためにフィルターを外さないといけないとか、この前、ここの会議にも来ましたが、ただですという言葉に保護者がみんな踊らされて、そのためにはフィルターを外してでも使いたい。

ところが、実際いろんな話を聞いてみるとほとんど理解されていない状況なのです。ですから、もう一回原点に戻ってやらなければならないし、そういった努力ができない企業さんに関しては、ある程度やむを得ない。だから、青少年対象には扱わないとその会社がやるのであれば、それはそれで構わないと思うのです。あくまで私たちは青少年をきちんと守っていこう、そして、その基盤をつくって、そういった子供たちが次にだんだん大人になっていってしっかりしたネット管理ができるような人間に育ててほしい。それまでは善悪の判断がつかない子供たちをしっかりと守っていこうというのが法律の基盤だと思うので、そのところを一緒に考えてくれないからしようがないという野放しのまま1年以上ずっといくと、これから先にどんなことが起きてくるのか非常に懸念されているのです。

ですから、曾我委員とお話ししたのは、やはりこれはもう何らかの法的なもので、もう少し厳しく強制化してフィルタリングをつけなければだめだみたいなことまで言わざるを得ないのかどうか。その辺が先ほど警察庁が言われた100%フィルタリングをかける方向にという、そういった気持ちは本当にそうだったのですけれども、では、フィルタリングは100%オーケーかという、100%オーケーではないけれども、今の段階としては最良の方法かなという判断で今は皆動いているので、またもっと違う方法があればそれはそれでいいと思うし、だから、青少年を対象にして扱う業者、企業と、青少年をもう相手にしないのだという企業は、そちらはそちらで勝手にやっていただければいいので、そのところを区分けしないと、全ての企業がどうにかいい方向に行くためにということをお私達は考えていませんので、あくまでも子供を真ん中にして置いていますので、ネット関係とかそういった企業を真ん中にして考えていませんので、この会は多分そういった会だと思うのです。そこに原点に戻って、今後の1年間の会議を進めていただければありがたいかなと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。

根本的なお話をいただきました。ほかにございましたらお願いします。今後の検討をする方向性の中でということかと思えます。

どうぞ。

○尾花委員 まず、これは警察庁さんの御協力もあってだと思えるのですけれども、ゲーム機に関してこういったものが今月配られるようになって、イベント等でも会場で保護者の

方に直接手渡せるようになって、本当に早くできて大変うれしいのですが、こうやって通常のインターネット端末と言われていなかったものの事業者さんもこういう努力をさせていただいて歩み寄っていただいて、みんなで社会的責任も含めて青少年のネット環境を守っていこうという傾向にある一方で、先ほどから出ておりますように、フィルタリングを掛けた状態では使えない。使うのだったら、外すか、ペアレンタルコントロールで特別な設定をしてほしいと逃げてしまっている事業者さんというのやはり出てきていて、その問題は、幾らこういった形で言及しても、ここの場で言及していても、多分解決策にはならないと思うのです。

1つは、多分Appleさんの問題があって、これはここで名指しで言ってしまっているのかどうか悩むところですが、やはり米国の会社であって日本でこういった形で進んでいるということを最近はとても聞いてくれるようになって歩み寄っていただいているのですが、まだまだAndroidスマートフォンほどのきちんとした日本向けの整備ができ上がっていない状態。

AndroidとiPhoneということで、2種類のものがあるがために、片方はそういう制約がきちんでき上がっていて、片方はでき上がっていない。端末を両方とも子供が使っている状態ということだと、事業者さんもどうもすり抜けられるような隙間ができてしまっているのではないかと。全てiPhoneがAndroidほどきちんとした環境づくりをしてきて、いろいろな細かな設定もできるようになっていったら、逆にいろいろ青少年が使っているアプリも整備せざるを得なくなるのではないかと。ですから、両方やらなければいけないと思うのですが、Apple社に対してはいろいろ動きが見えてきているようなところもありますので、このまま引き続き動いていただくこととして、青少年がよく使うアプリケーションやSNSのサービスのようなもので、今、フィルタリングがかかった状態でEMA認定を受けて、フィルタリングがかかった状態で使えるようになっていない大手の事業者さんに対しては、青少年のための環境づくりの計画案を出してもらいたい、そういった働きかけはできないかなと。

前回はLINEさんに来てくださって、計画していますよと仰っていただいたのですが、この場で計画していますよと御発言いただいて議事録に残っただけだと、いつまでに何をしてくれるのか全くわからない状態のまま流れていってしまって、その間にもあつという間に1億ユーザーだったのが5億ユーザーになりという形で、先ほどもちろっとお話ししましたが、保護者の中でもLINE外しとかというようなことが起きてしまって、先生の悪口がそこで普通に言われているような状態になっているということも鑑みますと、ぜひプランを立ててほしい。プランどおりいかない何らかの事情が途中で出るとは想定したとしても、一応こういう計画でいつごろまでにこういった安全策をとりたいと考えておりますというように会社のほうから提出していただければ、私たちはそれに従って動くこともできますし、逆に外にお話に行ったときにも、いつごろまでにはこういう計画が整うはずですよと言うことができるのですが、そうでないと保護者のほうも頑張る安全策を取ろう

としても、どうしても部活や例えば友達とのコミュニケーションで必要なものがフィルタリングをかけてしまうと圧倒的に使いづらい環境になってしまうということになると、悩むところで対処のしようがなくなってしまうと思うのです。なので、そういった計画案を出していただくようなことが物理的に可能なかどうかも含めて検討していきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○清水座長 ありがとうございます。

計画案を会社に依頼して会社が出してもらえるとこの感じでしょうか。誰か御説明できますか。

事務局、どうぞ。

○山岸参事官 この点については、やはり法的な形で義務づけがどうなされているかということと考え合わせると、それをお願いベースでどんな取組をしてくださいたいということはあるでしょうけれども、その分についてそれぞれの会社のほうのポリシーもあるかと思えます。また、これについては事業者を所管しておる関係省庁のほうともよく調整してみたいと思えますし、もう一点は、さはさりながら、現行のネット環境整備法上は保護者の責務というのが掲げられ、一義的には保護者が自分の判断できちんと子供の成育状況も踏まえて見極めるということが出てきております。もちろん、各事業者の努力義務というものもありますので、その点、どういう形で折り合わせをしていくのかという点については、また当該検討会の中で御議論いただき、その中で緊急にすべきものは何か、制度的なフレーム等、議論すべきものは何かという形で射程も仕分けて御議論いただければよろしいかと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○吉田委員 今回のLINEさんをめぐる問題提起の部分ですけれども、整理をしたいのです。

EMAの認定を受けていなくて、それによってLINEを使い続けたい人がフィルタリングを外すからフィルタリング率が落ちている。フィルタリング率が落ちるのを防ぎたいのか、あるいはLINEを使って問題が起きるそのものを減らしたいのか。当然後者だと思っているのですけれども、ややもすると、前者のような響きもありますので、その辺ははっきりさせた上で議論を展開したほうが良いと思います。要するにEMA認定ありきですべては解決しないということかと思えます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。今の尾花委員とか吉田委員の御発言を伺うと、計画書を出してくれというのは直感的に難しい面があるわけですが、業者さんというのは非常に幅広い人が関係して販売店とか営業とかいろんな人がいるわけですが、その人たちにこの青少年を守る仕組みづくりということに関してきちっと理解してほしいということからすると、保護者に対してとか、子供に対してとかいろんなパンフレットができてきたわけですが、会社の担当者宛てのパンフレットの的なものというのがもし可能であれば、それを全

国的にどのように普及、周知していくかということかなど。尾花先生に頼んでおけばできるかもしれないし、関係者は少し知恵を出して、どのようなことを会社の担当者に知ってほしいのか。時間とともに変わる面に対してどういうふうに対応していくかということも含めて対象検討していければいいのかなという印象を持ちました。いかがでしょうか。

尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 ありがとうございます。企業の社会的責任という言葉がちょくちょく出てきているのですが、そういう意味では今のような企業の御担当者の方へと、企業としての社会的責任はこういうことが求められていますというパンフレットはすごいいいアイデアだと思うのです。それができて、それを渡せるのであれば。というのは、やはり大手さんで使われているものがフィルタリングをかけたら使えないものということでもみんなが外すのだったら、わざわざかける必要はないではないかと今度は流れてくる事業者さん、後追いが出てきてしまうと大変困るのです。

それを防ぐためにも、EMA認定ありきではないのですけれども、要するに認定を外してもいいではないか、もうお金もかかるしやめようよという企業さんが後ろに続かないためにも何かできないかなと思っていたので、逆にそういったパンフレットをつくるような検討会とかできるのであれば、ぜひ前向きにやっていきたいなと思いますし、逆にそういう指針があれば企業さんもやりやすいのではないかなと思いますので、計画みたいにカチカチとしたものもつくられる場合はぜひということですが、もしそうでなかったとしても、方向性としてこういう方向性を保ってくださいねというのが企業さん、事業者さんにばらまかれるような状況が一番もしかしたら望ましいかなと私も思います。大賛成です。

○清水座長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今の問題はもう解決しましたのでいいのですが、先ほど吉田さんのほうからお話があったEMAの認定ありきかどうかという話に言及すると、事件が起きないようにするのがいいのか、EMAの認定を受けないのが悪いのか。別にEMAでなくてもいいのです。ほかでしっかりした審査ができて、そういったフィルタリング。だから、たまたまLINEさんの問題でLINE外しだとかどうのこうの、これは1つの手法の段階で、一種のいじめと一緒にするのは。だから、これは認定サイトとか何だろうが、ただ認定サイトになると、そういった書き込みがあるとそれに対して注意なり見回り等をやって注意したりとか、余りひどいことを書き込む人に対しては退会してもらおうとか、そういったことをするようなシステムにして今認定をとっているだけで、そういった方法でEMA認定ありきかどうか事件かどうかというと、事件性はどこでも起きるので、それを防ぐための1つの防御ラインとして今ある程度、世間的に、社会的にみんなが認めた第三者機関としてEMAという機関があるので、その認定を最低限受けて、そして見回り等もお金がかかるかもわからないけれども、そういったことをやっていくということが今の5年間でできた話で、別にそれがもう皆さんいりませんよと言ったら、別に第三者機関は要らないのです。完全に無法地帯でやって本

当にやっていけるのかどうかというときに、後は使うほうの判断ですよとさえいいけれども、それができないからみんなできちっとしたルールをつくりましょうと言って、5年前に第三者機関ということができたわけです。

では、民間機関が悪かったら国につくってもらえばいいのです。国が指定する第三者機関はびしびし指導していただければ、もう民間業者さんも何もかも言うことを聞くだけの話ですから、当然、全部国の予算でぼんぼん行きますので民間企業みたいに苦勞することもないし、やっていけばいい。ただ、それをやったときにどういった弊害が出るか。あのときにみんな反対したのは、いろんな個人情報はどうのこうの、いろんな既得権の話や、いろんな縛りがあってどうのこうのといっって、できるだけ民間で対応していただきたいというのがあの当時発足したときのスタートだったはずなのです。ところが、その中でそれを使うところ、使わないところ、お金がかかる、かからないで、基本は子供たちを守る方法として何が必要なのか。別にEMAだけではなくて、EMAにかわるものが何かきちっとできれば、それはそれで私ども保護者の立場としては、子供を守ってくれればいいのです。

先ほど言いましたように、真ん中に子供を置いて考えるので、EMA認定を真ん中に置いて考えているわけではないのです。そこのところを勘違いされたら困るのだけれども、やはりきょう一番初めにこれから1年間どういった会議をやっていこうかというときに、もう一回5年前の原点に戻りましょうよと私が言ったのはそこなのです。やはり5年間の間にいろんな利害関係が出てきて、いいとか、悪いとか、実際も対象が青少年ではないからEMA認定を外れます、それは外してもいいのです。でも、青少年を対象にして入ってくるサイトがあるのだったら、そこはちゃんとしたきちっとしたルールで子供たちに入ってきて大丈夫のような、そういったシステムにしましょう。巡回もしましょう、場合によっては注意勧告して退会もしてもらいましょうということである程度平和に來たのですけれども、ここ1～2年が違う方向に動き始めたので、もう一回原点に戻りませんかというのが今から1年間皆で一緒に考えていただきたい。

それと色々な機種が出てきたので、思いもかけない機種がいっぱい出てきたので、その範囲をもう少し広くやっていきたいと思います。ですから、EMA認定ありきなどということは全然私は思っていないので、あくまでも子供たちが健全にインターネットを使うためにはどういう方法がいいか、もう一回原点に戻って、必要だったら国の第三者機関がつくってくれればいいです。私は賛成です。あのときは反対しましたがけれども、もうこういう状況で通信業界のほうにそういった感じでいくのだったら、どうぞという感じですね。

私はあのときに守りたかった。やはりどうしても国が入ってくるというと、強硬発言的なものがあって、皆さんの自由な発想でいろんなものができない、何かどこかで弊害が出たら困ると思うから、できるだけ1回民間に任せてくれませんかという話をしたけれども、それが調整できないのだったら、いつ入ってきて構わないと思う。だから、そこをもう一回1年間スタートラインに戻って一緒にやっていきませんか。もうどちらがいいとか悪いとかという話ではなくて、ここまで5年間かかったのだから、ここから本当は5年間

の蓄積の上でスタートしたいのです。また本当は5年前に戻りたくないのですけれども、そういったことも踏まえてこの会議の進め方をやっていただければありがたいかなと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。

根本的に提案を受けていますが、実績は実績としてあるわけで、時代とともに今急速に変わってきた問題点が新たに出てきているわけですね。原点に戻ると言葉の理解をどういうふうにするかという問題があるのですけれども、全く白紙でゼロから考えるのではなくて、現状を踏まえて最初に決められた考え方で今どういう問題が起きているのかということ、それに対してどうするのかということをごきっちり整理した上で考えていく必要があるのではないかと思います。

国にやってもらえばいいのではなくて、あるいは通信業界がどうぞとか、こういう形では我々もこの検討会の任務を果たせないと思いますので、少し現状の問題点ということをごきっちり把握していくということだと思います。

冒頭、議題1で3つの点で御説明いただいた中に全部入っているのです。ですから、本日承認いただきました3つの方針の中で今後どのようにしていくのがベストであるか。その観点では今高橋委員が言われるように、子供をどのように守るかという考え方がきちっと通っているわけです。通した考え方で今後検討していくということで来年度は回数もふえるとか、そういう御提案もあったわけですので、大いに御意見いただきながら進めていければいいなと思っております。

大変貴重な御意見をいただいておりますので、そういったことも踏まえて、少し事務局でも整理していただいて次回以降、各会で何をということまで御説明いただいたのですけれども、多少ウエートとかというのはあるということもあり得ますけれども、そういう方向でやったらどうかと思っております。

ほかにどうぞ。

○尾花委員 一言だけ。きょう報告書の中で「春のあんしんネット・新学期一斉行動」についてということで、こういったものが出されるという感じでしたけれども、これは出して、もらったほうはそのまま放ってあるのでは意味がないので、特に全国団体の場合はそれなりにその下に分散しているケースがあるのですけれども、文科省さんから出されている、例えば国立大附属とか、あるいは私立とか、都道府県の教育委員会とか、こういったところには逆にもし強制的ではないにしても、これから出されるのですね。本当は望むことなら、この後ろに実際にどのぐらいやられたかわかる範囲で結構なので、後ほど例えば5月のゴールデンウィーク明けぐらいまでにお返事いただけるとうれいすみたいなのが1枚ついていると、実際にやったかやらないかわかるかなど。

もらって放ってそのまま置いておく状態だと、せっかく出したものの意味がないですし、逆にこういった活動をやって、この都道府県では、あるいはここの教育委員会管轄ではこんなものが実際に行われましたよというのが後ほど報告書でも何でも上がるようになると、

逆にほかの自治体も、やらなければまずかったかなとかと気づいてくれるかなと思うのです。せっかくこうやって各省庁連携して全部でキャンペーンみたいな一斉行動をやりましょうということであったら、その間に何が起きたかというのがわかるような工夫が1つあると、今後につながるかなというような気がいたしました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

御意見ということで、きょう出すということは既に出してしまったかもしれない。できる範囲でということかと思えます。

ほかによろしいでしょうか。

どうも本日は大変貴重な御意見をたくさんいただきまして、まことにありがとうございました。

今後の予定につきまして、事務局からお願いします。

○山岸参事官 それでは、今後の予定について御説明いたします。次回の会合につきましては、先ほどの今後の検討会の進め方で御説明いたしましたとおり、4月に基本計画のフォローアップあるいは法・基本計画に基づく施策の推進状況に関する検討及び本日御紹介いたしました平成25年度の利用環境実態調査の概要、詳細報告をいたしたいと考えております。

具体的な開催、日時等につきましては、委員各位の日程調整等を行った上で別途御連絡をさせていただきます。

青少年保護、消費者保護、個人情報保護、それぞれ三位一体の観点できちんと検討すべく、論点等については各省庁のほうから報告を得た上で整理をし、御提示できるようにしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○清水座長 どうもありがとうございました。

本日の議題は以上で終わりでございます。

本日は資料1で3つの点で今後の方向性を示されたわけでございます。その観点からいきますと、変化に伴う緊急な対処する事項というのが本日の発言にもあったように思いました。緊急の対処につきましても、副大臣の御挨拶の中にもありましたように、委員からの意見をぜひお願いしたいみたいな、表現は忘れてしまったのですが、そういう御発言もありました。

研究の課題というのは事務局で考えていくということも必要ですけれども、実際にこの関係で仕事をされていたり関心を持たれております委員の方々から、研究の課題というのがありましたら、この委員会の中で御発言いただく、あるいは事務局にお知らせいただくようお願いしたいと思います。

今までの例で考えますと、LINEの問題が特別にプラスアルファの委員会で検討したわけですけれども、それをやるようになったのはその前の研究会で、複数の委員の方の発言があったのです。それは非常に重要だということから、事務局のほうで急遽プラスアルファ

の委員会で検討して下さったということだと思います。そういうような方向で委員のほうから御提案、御意見をいただければと思います。

その他のこともいろいろお願いを申し上げたいわけですが、そのお願いを最後にいたしまして、本日の第21回の検討会を終わりにさせていただきたいと思います。

本日はどうもまことにありがとうございました。